

平成28年度臨時福祉給付金、 平成28年度障害・遺族年金受給者向け 給付金のお知らせ

健康福祉課福祉係 ☎64・1120

臨時福祉給付金

◆支給対象者

・町民税（均等割）が課税されていない方

・市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族・生活保護の被保護者は対象になりません

◆支給額

3,000円（対象者1人につき）

障害・遺族年金受給者向け給付金

◆支給対象者

・町民税（均等割）が課税されていない方
・平成28年5月分障害基礎年金、遺族基礎年金の受給がある方

・市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族・生活保護の被保護者は対象になりません。

*低所得の高齢者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金（平成28年5月2日申請開始の3万円）の支給を受けた方は、障害・遺族基礎年金受給者向け給付金は対象外となります。

◆支給額

30,000円（対象者1人につき）

共通事項

◆基準日

平成28年1月1日

◆申込方法

対象となる可能性のある方には、7月末に申請書を郵送しています。

◆申込先

健康福祉課 福祉係

◆申込期間

11月2日（水）まで
8時30分～17時15分

臨時窓口

◆期間 10月6日（木）、7日（金）
9時～16時

◆場所 駅前多目的広場

◆詳しくは、右記担当係まで



漏水調査にご協力ください

湯浅町水道事務所
☎62-4171

いつも水道事業にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

本町では、漏水を早期に発見・防止するため、水道管の漏水調査を専門業者に委託して行っています。

主な調査は、道路に埋設している配水管(水道本管)を調査しますが、各家庭に引き込まれている給水管(水道メーター付近)で漏れている可能性があります。

ば、調査員が敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。

◆調査期間 10月3日（月）から
11月30日（水）

◆調査区域 町内全域

※調査員には、身分証明書の携帯を義務付けています。



限りある資源（水）を有効に利用するために、漏水防止対策として行っています。漏水調査の方法は、道路内の配水管や止水栓・水道メーターの音を調査機器を使い調査し、漏水の有無を判断します。

